

福岡県立図書館電子図書館資料収集要領

(目的)

第1条 この要項は「福岡県立図書館資料収集方針（以下、「収集方針」という。）」および「福岡県立図書館資料収集細則（以下、「細則」という。）」の運用にあたり、当館の行う「福岡県立図書館電子図書館サービス」において提供する電子書籍収集に関して、基本的事項を定めるもの。

(収集の範囲)

第2条 電子書籍の収集範囲は以下のとおりとする。

(1) 図書

ア 一般図書

(ア) 非来館による課題解決に役立つもの

(イ) 実用書は、市町村立図書館の電子書籍サービスにおける提供状況等を考慮し厳選する。

イ 子ども、青少年向け図書

選定にあたっては、有用性について紙の資料のほか、信頼のおける Web 動画や SNS の掲載情報との比較検討を行うものとする。

ウ バリアフリー対応図書

(ア) 音声やリッチコンテンツのほか、読み上げ機能を有するもの

(イ) 日本語を母語としない人向けに、日本語習得や日本での生活に役立つもの

エ 郷土資料

(2) その他

上記以外の資料を収集する場合は、資料選択会議において協議する。

(サービス別収集対象)

第3条 電子書籍サービス別の収集対象は以下のとおりとする。

(1) KinoDen

前項(1)ーア

(2) Librari-E&TRC-DL

前項(1)ーイおよびウ、ただし音声コンテンツに限りアも対象とする。

(3) サービスの別に関わらず収集するもの

前項(1)ーウ

(コンテンツの選定)

第4条 コンテンツは当館が契約する電子書籍サービス事業者において取り扱いのあるものから選定する。ライセンス契約は原則として買切方式とするが、コンテンツの内容によって以下のとおりとする。なお、選択肢がない場合はこの限りではない。

(1) ライセンス買切方式

ア 内容の評価が定まった定番のもの

イ 長く利用できることが望ましいもの

(2) 期間・回数制限方式

数年で内容が陳腐化するなど、長期保有を要しないもの

(3) その他

上記以外による場合は、資料選択会議において協議する。

(その他)

第5条 このほか、電子書籍の収集について特別に考慮する事情が生じた場合は、その都度協議する。

附 則

この要項は令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要項は令和6年4月1日から適用する。